

供 覧 ・ 決 裁				
事務局長	課 長	課長補佐	係 長	係



丹篠農委第 54号
令和 2年 7月 3日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市農業委員会
会 長 田 淵 清 彦



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
農業委員会事務局
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）
- 3 監査の期間
平成30年9月3日～平成31年1月23日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	農業委員会事務局
対象事項	意見①農地利用の最適化の推進について
指摘等内容	高齢者、担い手不足、不在地主等により耕作放棄地が増加している。多面的機能支払い交付金事業を活用し保全管理を行っている集落も見られるが、今後、農地を適正に管理していくために、市及び農業関連団体等と連携し、農地利用の最適化に向け取り組まれない。
改善措置 通知日	令和 2年 7月 3日 改善措置通知
改善措置内容	平成28年4月1日、改正農業委員会法が施行されました。これにより、農業委員会の所掌事務として、農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進）に重点的に取り組むことが法律で明記されました。 丹波篠山市では、平成30年4月1日に新体制に移行し、2年が経過しています。 各地域委員会では地域の農地パトロールをきめ細かく実施し、耕作放棄地の発生防止と解消に努めています。 また、人・農地プランを実質化していくために、農業委員・農地利用最適化推進委員を話し合いのコーディネーターとして積極的に参加し、農地利用の最適化に向け取り組んでいます。
改善措置 公表日	令和 2 年 7 月 17 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。